



お知らせ

事業所の皆さんへ

給与支払報告・特別徴収に係る 給与所得者異動届出書の提出を

市民税課

☎229-3130 FAX229-3331

給与支払報告書を提出した人や、現在給与から市・県民税を特別徴収している人が、4月1日現在退職や転勤などにより給与の支払いを受けなくなった場合は、4月15日(月)までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。

提出がないと、納入された金額と津市の台帳の金額が一致しないだけでなく、従業員への納税通知書が発行されなくなりますので、必ず期日までに提出してください。届出書は市ホームページからもダウンロードできます。

納入通知書(介護保険料仮徴収額決定通知書)を送付

介護保険課

☎229-3149 FAX229-3334

65歳以上の人(介護保険第1号被保険者)のうち、令和6年4月



または6月に介護保険料の徴収方法が普通徴収(納付書または口座振替による納付)から特別徴収(年金からの天引き)に切り替わる人には、4月1日に令和6年度納入通知書(介護保険料仮徴収額決定通知書)を送付します。

※令和5年度の介護保険料を特別徴収で納付している人には送付されません。

仮徴収とは

市民税の課税状況や前年の合計所得金額等に基づき介護保険料の金額が決定するまでの間(8月納期まで)に、暫定的な介護保険料で徴収することです。暫定的な介護保険料は、原則、前年度中に適用された所得段階別の保険料額を

基準として算出した額になります。ただし、仮徴収が発生するのは特別徴収の人のみです。

なお、令和6年度介護保険料額(年額)については7月中旬に別途通知します。

津市特殊詐欺等被害防止機器 購入補助金について

市民交流課

☎229-3252 FAX227-8070

近年増加している特殊詐欺の犯罪被害を未然に防止するため、電話が鳴る前に自動で相手に録音することを通知した上で通話内容を録音する機能がある電話機、または固定電話機に接続する補助機の購入費の一部に対し、補助金を交付します。

対象 市内に在住で、申請日において65歳以上の、市税を滞納していない人

補助金額 機器の本体の購入に係る費用の2分の1(100円未満の端数は切り捨て、上限5,000円)

申し込み 市民交流課または各総合支所地域振興課(久居総合支所は生活課)へ ※詳しくはお問い合わせください。

申込開始日 4月1日(月)

全国瞬時警報システム(J-ALERT) の情報伝達試験を行います

危機管理課

☎229-3281 FAX223-6247

J-ALERTによる情報伝達試験を毎月第4水曜日の12時45分に実施します。ただし、5月・8月・11月・来年2月は、国が行う全国一斉試験に合わせて実施します。詳しくは市ホームページでお知らせします。

試験時は、市内各所に設置されている防災行政無線のスピーカーから試験用の放送が一斉に流れます。また、津市防災情報メールに登録している人には試験メールが配信されます。



放課後児童クラブ

教委生涯学習課

☎225-7172 FAX228-4756

放課後児童クラブは、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に安全で充実した生活を送ることができるようお手伝いしています。

運営については、保護者会や社会福祉法人、NPO法人などで行っています。保護者会などで運営する公設民営のクラブでは、利用する保護者の皆さんの運営への参画・協力が欠かせません。

開所時間や利用料などは各クラブで異なりますので詳しくはお問い合わせください。また、各クラブの一覧は市ホームページをご覧ください。

放課後児童支援員等(指導員)募集

各クラブでは、児童を保育する指導員を募集しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



指定された小中学校・ 義務教育学校へ就学を

教委学校教育課

☎229-3245 FAX229-3257

市教育委員会では、住民登録している住所によって、就学すべき学校を指定しています。

実際に住んでいない所に住所を登録し、その校区の学校に子どもを通わせることはできません。このような場合は事実を確認し、本来の指定校に通学していただくことがあります。